

経済産業省

20151023貿局第1号  
輸出注意事項27第26号  
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の規程を次のとおり制定する。

平成27年11月11日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の制定について

「水銀に関する水俣条約の締約国について」(平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号)を次のとおり制定し、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

## 水銀に関する水俣条約の締約国について

特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成27年11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第25号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。

### 記

チャド、ジブチ、ガボン、ギニア、ガイアナ、レソト、マダガスカル、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、ニカラグア、パナマ、サモア、セーシェル、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ